

《こんなときの知っておきたい手続》

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

市外へ転出したとき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
転出届	転出する日までに 本人、世帯主 又は代理人(注1)	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類 印鑑登録証(お持ちの方のみ) *転出する世帯員のうち、どなたかが個人番号カード、又は住民基本台帳カードをお持ちの場合は、住基ネットを利用した転出届を行うことができます。なお、転出届については郵便によって行うこともできます。	<input type="checkbox"/>	3階③ 市民窓口課
	<ul style="list-style-type: none"> ●新住所地での転入届について 新住所地に移られた日から14日以内に、転入先の市町村で、転出証明書と印鑑、転入される世帯全員分の個人番号カード(お持ちの方のみ)及び本人確認書類を持参の上、転入届をしてください。 *住基ネットを利用した転出届をされた方は、必ず個人番号カード、もしくは住民基本台帳カードを御持参ください。(4ケタの暗証番号を入力していただきます。) *外国籍の方は、転入される世帯全員分の在留カード、特別永住者証を持参してください。 ●個人番号カード及び住民基本台帳カードについて 京都市外に転出された場合でも、以下の条件を満たしている場合、転入先でカードを提示し継続利用の申請を行うことにより、引き続き個人番号カード、もしくは住民基本台帳カードを利用することができます。(転入地のシステムの処理状況によっては転入当日には継続利用の手続きができない場合があります。) 【継続利用の条件】①転出予定日から30日以内、かつ、転入日から14日以内に転入届を行っていること、②転入届出日から90日以内に継続利用の申請を行っていること③写真付のカードの場合は追記領域に余白があること ●印鑑登録について 当区での印鑑登録は、転出予定日をもって抹消されます。 必要な場合は、転入先の市町村で新たに印鑑登録を行ってください。 ●転出を中止される場合について 転出証明書と本人確認書類を持参の上、当区で速やかに転出取消の手続きを行ってください。 *海外へ転出される方も転出届が必要です。手続きについてはお問い合わせください。 			
小・中学校の 転校手続	転校前の小学校へ印鑑を持参して転学届を提出し「在学証明書」を受け取り、転入届を提出した際に発行される「転入学通知書」を転校先の学校へ提出してください。			
通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせは、3階②市民窓口課 マイナンバー担当まで				
国民健康保険	転出した日から 14日以内 本人、世帯主又は代理人(注1)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証 (学生、施設入所者等の場合、例外がありますのでお問い合わせください) *転出届時の手続きも可能です。	<input type="checkbox"/>	3階⑥ 保険年金課
後期高齢者 医療保険	転出した日から 14日以内 本人、世帯主又は代理人(注1)	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証 届出人の印鑑 (施設入所者の場合、例外がありますのでお問い合わせください) *転出届時の手続きも可能です。	<input type="checkbox"/>	3階⑥ 保険年金課
国民年金 (海外転出の場合)	転出前又は転出した日 から14日以内 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード(通知カード)又は年金手帳(基礎年金番号が分かるもの) *第2号(厚生年金加入者)、3号被保険者の方は手続き不要です。	<input type="checkbox"/>	3階⑦ 保険年金課
重度障害老人 健康管理費	転出した日から 14日以内 本人又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 重度障害老人健康管理事業対象者証(認定シール) 	<input type="checkbox"/>	3階⑦ 保険年金課
市税の納付	納期限までに 本人 又は納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類 市税事務所(納税室)から届いた文書など 【問合せ先】市税事務所納税室納税第2担当：222-3453	<input type="checkbox"/>	市税事務所 ・納税室納税第2 担当
海外に転出 される方の 市税の手続き (納税管理人申 告書等)	転出した日から 10日以内 納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類 マイナンバーの分かる書類 【問合せ先】市税事務所 京都市中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光 市民税第1担当：746-5819 固定資産税第4担当：(土地)746-6462 (家屋)746-6463	<input type="checkbox"/>	市税事務所 ・市民税第1担当 ・固定資産税 第4担当

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
125cc以下の バイクの申告	転出後速やかに 本人又は代理人 (注1)	・新住所地へお問い合わせください。 ・廃車届受理証明書が必要な場合は、ナンバープレート、印鑑、本人確認書類	<input type="checkbox"/>	軽自動車税事務所 又は同事務所分室 (注3)
身体障害者手帳	転出届出後 本人又は代理人	・身体障害者手帳 ・印鑑	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
療育手帳	転出届出後 本人又は代理人	・療育手帳 ・印鑑	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
重度心身 障害者医療	転出届出後速やかに 本人又は代理人	・医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特別児童 扶養手当	転出確定後速やかに 受給者	・手当証書 ・印鑑	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特定疾患・特定医 療(指定難病)受給 者証 をお持ちの方	転出届出後速やかに 本人又は代理人	受給者証	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
児童手当 (受けている方)	転出届出後 速やかに	特になし	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
子ども医療	転出届出後速やかに 保護者又は代理人	・医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
ひとり親家庭等 医療	転出届出後速やかに 本人又は代理人	・医療費受給者証(受給者全員分)	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
児童扶養手当 (受けている方)	転出届出後速やかに	・手当証書 ・印鑑(スタンプ印不可)	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
妊婦受診券 をお持ちの方	転出後速やかに	新しい住所地で交換手続きをしてください	<input type="checkbox"/>	2階③ 子育て相談担当
被爆者健康手帳 をお持ちの方	転出した日から 30日以内 本人又は代理人	・新しい住所地で手続きをしてください。 *健康管理手当や保健手当などの手当を受給されている方は引越す前に必ず府健康対策課(075-414-4725)まで連絡してください。	<input type="checkbox"/>	1階⑥ 健康長寿推進課
飼い犬登録変更	—	・特に届けは必要ありません。新しい住所地の担当課へ届け出てください。	<input type="checkbox"/>	1階⑨ 医療衛生コーナー
敬老乗車証 (70歳以上の方)	転出届出後速やかに 本人又は代理人	・敬老乗車証	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課
老人医療	転出届出後速やかに 本人又は代理人	・医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課
介護保険	転出届出後 速やかに 本人又は家族	・個人番号カード ・介護保険被保険者証 ・負担割合証・負担限度額証(お持ちの方のみ) *要介護等認定を受けている方は、受給資格証明書を受け取って、新住所地の介護保険担当課に提出してください。	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課

本人確認書類とは…運転免許証や健康保険証、パスポートなど

(注1) 代理人の場合は本人署名捺印の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

(注2) 児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先をお願いします。

申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

問合せ先

〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市子ども家庭支援課分室 251-1123(8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

(注3) ・軽自動車税事務所 〒612-0002京都市伏見区深草中川原町13-7 京都管理基地事務所2階
・軽自動車税事務所分室 〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル5階
《軽自動車税のお問い合わせ電話番号》213-5467

〈御注意〉

これらの手続は基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所 〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
(075) 812-0061 (代表)